

規 則

会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

埼玉県教育委員会規則第十三号

会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用学校職員の報酬等に関する規則（令和二年埼玉県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項第六号を次のように改める。

六 技能職員（地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される者であつて、技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県訓令第四号）又は技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県教育委員会訓令第四号）の適用を受ける職員その他教育委員会が定める職員をいう。）

第六条第三項中第七号及び第八号を削り、第九号を第七号とする。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。